第137号 1909. 6. 17.

明治十一年十二月三日第三種郵便物認可　（日刊）日曜及祭日の翌日休刊　明治四十二年六月十七日　（木曜日）第百卅七號（一）

京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐべからず

出頭沒頭（五）

みとり

▲新統監はいよ〳〵母の胎内を飛び出し去る十四日午前十時を以て呱々の聲を擧げ候生む當人生るゝ嬰兒も辛かりしならんも助產婦の心配と勞力とは一通の事に非ずと被察候、されど統監としては第二番目の出世に候へば案外易々と生るゝが順序に候も不幸にして一家眷族の間に種々の苦情が出でヤレ生中生れた處で家督相續は覺束なしとかヤレ出來ないときはわしが側に附て居て遣らぬとかヤレ事をのこと聞かも聞へ報れとかヤレソンな無慈悲のことが出來やうかとか思ひ〳〵に理屈を並べ居りたる爲なるべく候もいの詰り姑役にして唯一の助產婦たる桂侯爵の後の處は引受くるといふ條件にて、難產ながらもマヅ以て目出度生まれたる次第に候

▲處で此の難產の中に生れし新統監はいよ〳〵來る十八日東京出發二十一日入京さるゝ由に候が今回は以前と違つて責任も重く仕事も重大なれば餘程シッカリせざると遣り損ふ虞れ有之べく候、桃から生れた桃太郎迄には行かざらんもセメて土より這ひ出す土龍位の機敏さにて遣つて欲しく候、人は萬能にあらざる以上は偶には遣り損ひも有之べく候も要するに鬼ヶ島退治の心を以て万事キビ〳〵しく敏行して貰ひたきものに候

▲明十八日には月蝕有之由に候、西比利亞西部は皆既蝕と相成る由に候も漸次南進するに從ひ蝕甚減少し當京城にては午前五時三十六分上端右側より欠け初め六時二十五分約二分の一蝕甚し七時十九分復圓する豫測に候、其の間一時四十三分天地は蒼然として薄暗かりに相成る譯に候、ツマリ鷄鳴曉を告げた所で事實に於て薄暮の光景を呈し候へば東天紅の鳴聲は根本的に無用と相成る譯に候、這は自然に不自然あり不自然に自然ある理にして鷄と曉との自然的關係が此の日に於て全然破壞さるゝことゝ相成り候

▲想ひ起す統監旗には日の丸の印有之候、而も新統監曾彌子は此の日を以て入城の途に上らるべく候、南山の樹木曉の露を受けて翠色正に滴ちんとするの時天地暗迷蒼然として統監邸上時ならぬ曉鴉の聲を聞く何となく意味あり氣に候、さればにや新統監の施政方針も當日の日蝕の如く暗瞻として更に其の色彩を辨ずるに苦しむもの無之候や、余輩ハイカラ式の御解擔ぎは轉た此の感を切にいたし候。

▲我が紙上には前統監伊藤公に對し愛渥なる勅語を賜はられ候、定めて伊藤公に於ては恐懼感激聖恩の洪大なるに感泣いたし奥襟を太平に遊ばし、其後三年目に若君たることゝ被察候、されど其の感激に伴ひて自ら省みたる一種の感想之れなかりしや人間といふものは平素は自分の非を非と思はず否な非も是と誤想するものに候も情あ

る神の前に立つては自動的に種々の罪業心に浮び悔悟の念胸に迫るものに候、併し余輩は既に葬られたる伊藤公に對しては敢て多きを言はず否な寧ろ多年の勞を謝し老後の加餐を祈る次第に候、幸びに茂陵鬚絲の累なからんことを……（十五日午後二時記）

文苑

●京城人の避暑地　愛夏生

炎暑の加はるに從て避暑地の撰定始まる、温陽温泉は何人も知る所なるが、四邊の風物單調にして到底一週間とは体風にて滯在はできぬ、若し温陽に漢江の如き流れあり水原の如く樹木あらば避暑地として可なるも現在に於ては唯無色透明なる温泉と觀むの外あらず、然らば何處を以て可なりとするや、濟物浦は海水濁りて水浴に適せず、先づ京城人士の避暑地として麻浦上流を可なりとせむ、慨ひらくは未だ麻浦上流に日本旅館なき事也、せめて夏期中にても高陽邊に水浴場を設け日本旅館を設けられたし若し此邊に避暑的機關の設備せらるれば必ず繁昌すべし

●百人一首讀替（十六）　まいこ女史投

●西行法師
うしと見し月はしらじら求めきて
戀のれろかに涙たゝへぬ

●寂蓮法師
たび人のかさにかゝりし村雨の
乾かずのぼるあきの夕霧

●皇嘉門院別當
思はずもきとの假寢にちきりしは
みの終りだに知よしもなし

●式子内親王
きぬ糸のむつわとけじ世のなぞに
顯れるみのれうよしもがな

●殷富門院大輔
我そでは涙にぢみいろあせぬ
つれなき君にわれは送らひ

●後京極攝政前太政大臣
秋の夜の淋しきには鳴く虫の
もの哀れなる男子まる寢は

佐倉宗吾（百八）

眞龍齋貞水講演

是から松平伊豆御下城になると、家來に申し付け、それほど寵愛の照に、長の暇を遣はし奥襟を太平に遊ばし、其後三年目に若君を御擧げに相成り、アヽ彦左の御蔭で、一家安穩に治まつたが、俺は未だ學問が足らぬと御考へになつて、是から又學問を御勵みなつたから、上下とも智慧伊豆守と申す神の前に立つては自動的に種々の罪業心に浮び悔悟の念胸に迫るものに候、併し余輩は既に葬られたる伊藤公に對しては敢て多きを言はず否な寧ろ多年の勞を謝し老後の加餐を祈る次第に候、幸びに茂陵鬚絲の累なからんことを……（十五日午後二時記）

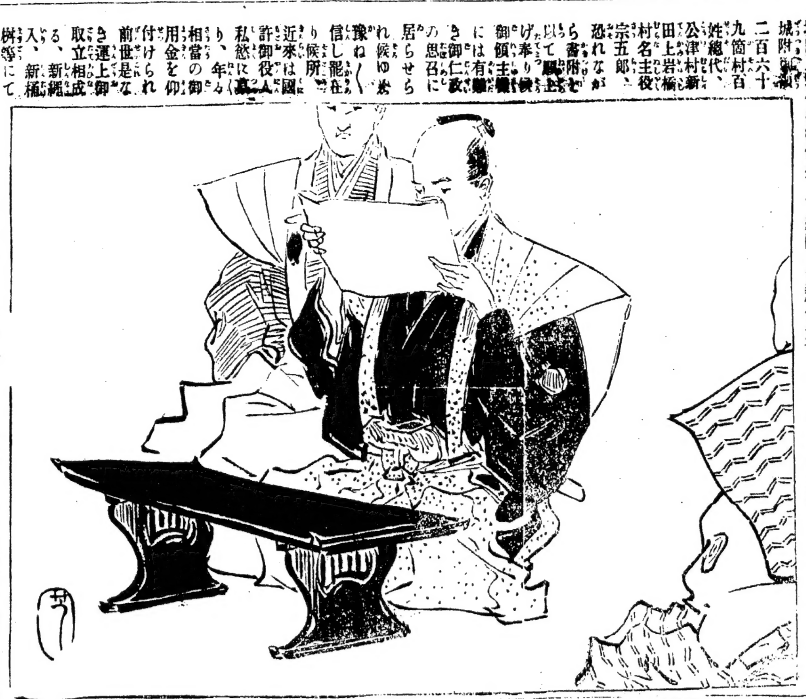

一、天秤棒一年限二匁五分、焙印是なき時は、過料三貫文宛の事
一、疊一疊一箇年二匁五分宛御取立の事
一、出產いたし候て、人別加入の砌、筆墨料銀五分御取立の事
一、婚禮是あり候節、上中下三段に相分け分限に應じ、運上取立候事
一、牛馬一匹に付き、一箇年運上七匁五分取立の事
一、家作普請の節、其分限に應じ、運上取立候事
一、當戌年より、來る寅年まで五箇年間二割增年貢上納仰付けられ候事
一、川喜多儀兵衛と申す者に申し付け、新規樋桶を以て、上納年貢御取立候事
一、除地砂場御稱入と相成り、牛馬往來の道是れなく、畑中を往來する事

右の件々御調べ願上げ候と、讀上げられました時、之を謹で承つて居りましたのは玄蕃でございます　伊「斯りや玄蕃、唯今目安方より致して、讀上げ申し聞けたる、宗五郎より差出したる願書の趣、一一覺ゑがあるか如何ぢや　玄「恐れながら申し上げますが、是は宗五郎儀、堀田家役人に對し、恐み是あるを以て、斯る僞りの願書を以て、御公儀へ願出で候事と存じます、なかく〳〵以ちまして、不埒な奴でござる　伊「ナニ、堀田役人に怨みあつて宗五郎が斯る願書を出せしと申すのか　玄「御意にございます

廣告

夏季飲料
ブランデー・ブドー酒・ウイスキー・シャンパン
キリン・ビール・金泉・ノイダー・ジンゲー・ジンゲノット
即小賣
歌米雜貨
洋酒食料品
洋煙草類
直輸入商
辻三郎
京城本町二丁目
本店電話二四八番

龍
最上醬油
解雇廣告
中谷驥一
右之者都合により解雇致し候に付自今弊店に關係無之候に付此段廣告候也
六月十二日
本町一丁目
篠崎商店

名譽銀牌受領
キリンビール
病室完備入院隨意
移轉廣告
十全病院
從來の向へ元（京城新聞社跡）へ移轉す
電話七三七番

土管瓦煉瓦
土管
陶榮商店の販賣する土管は模範的工場に於て最新米國式機械を以てし知名技師の注意周到なる監督の許に精製せられたる最良品なり
瓦
陶榮商店の販賣する瓦は同工場最新米國式機械製品にして酷寒耐久には重き注意を加へられたる最良品なり
煉瓦
陶榮商店の販賣する煉瓦は同工場最新米國式機械精製品にして他に卓越せるは當販賣元の最も誇とする良品なり
右特約一手販賣仕候間多少に不拘御用命奉願候
陶磁器卸小賣
官製煙草元賣捌
土管瓦煉瓦販賣元
肥
京城本町二丁目
陶榮商店
（電話百十三番）

一等賞牌受領
御寶箱御婚禮直見一式
確實に入念調製仕候營業目錄御送呈申上候
東京市日本橋小傳馬町一丁目
久
伊勢喜簞笥店
東京市上野廣小路
帝國博品館內賣店

卷煙草
京城
廣江商會
電話五七六番

美術半衫帶上其他紐類各種

京城商店

寄書

韓國中央銀行論（十一）

韓國中央銀行生

規模及組織（續）

（二）組職

韓國中央銀行は單に韓人を以て組織すべきか或は日本人のみを以てすべきか將た日韓人共同で爲すべきか會社創設の初に於て明に決定を要する疑問なり

韓本位論者の理想は單純なる韓國組織を是とするにあるべきも韓人今日の智力と財力にては到底一國金融の中樞機關を設立し經營し得べくもあらず而らば單に日本人のみを以て組織するとせんか事務の整理業務の發展に就ては大に効果あるべしと雖も己に韓國の中央銀行たる以上は全く韓人出資を除外して之に加入を許されば形式に於て經營を缺くの嫌あり此に於て余輩は**日韓人共同**の株式組織により韓國中央銀行を創設するが最も穩實の措置なると信ず。

日韓人共同の株式組織とせば之を支配すべき法律は孰れの國法を以てすべきか之れ本項に於て解決すべき疑問なり蓋に東洋拓殖株式會社創設の時には日韓共同組織の理由により日韓兩國各自に法律を制定して之を支配し**一箇の國籍**を有する**異例の法人**を作れり此の如きは監督上統一を缺き繁雜の弊に陷り會社の活動を妨ぐること少なからざるが故に寧ろ日韓熟れか一方の國法を以て支配するの勝れるに若かず殊に今日の韓國は我帝國保護の下にあり一切の政務は統監之を監督指導するに依り必ずしも我國法を以て二重に支配監督する必要を見ざるなり左れば韓國中央銀行は單に韓國法律によりて組織せしめ又た單に韓國**監督**に屬せしめて可なりと思ふ之理論に於ても實際に於ても策の得たるものならん。

次に研究を要するは役員の撰任なり東洋拓殖株式會社は役員の選任に至るまで日韓共同の主義を適用し副總裁理事及監事の一部を韓人に分配したるも余輩の所見によれば之れ實に兒戲の仕業たるを免れず。

法人事業務の整理と**發展**とは一に**事者**の手腕に因る法は如何に完備するも畢竟死物のみ之を活用するは人にあり無智無經驗の韓人に重要の椅子を與へて何の益かあり否却て大害あるのみ内に對しては役員の威信を失ひ外に對しては會社の信用を傷くること大なればなり各種の事業中銀行業は**役員の撰任**に最も愼重の注意を要するものなるが故に余輩は韓國中央銀行の役員を選任するに當り**東拓の覆轍**を蹈まず專ら日本人を以てすることの緊要なることを警告せざるを得ず。

東京電報

▲**宮内大臣更迭**　田中宮内大臣花房同次官は其の職を辭したるを以て岩倉公爵宮内大臣に渡邊内閣顧問次官に今朝任命せられたり右の結果岩倉爵位局長の後任は久我侯爵任命されたり

▲**中央銀行總裁運動**　中央銀行の總裁として美濃部北海道拓殖銀行頭取運動を始めたる由

▲**瀆職議員刑期**　昨日の日糖事件公判にて各被告の重きは一年輕きは六ヶ月の禁錮を檢事より求刑せり

▲**特別任用令**　可決本日樞密院會議にて統監府鐵道管理局職員特別任用令を可決したり（以上十六日午後發）

外報一束

❶**布哇も排日か**　米國移民關貴委員會は集會を開き委員長にして上院議員なるデリンガム及び前商務次官ホイーラー兩氏を來る九月布哇に派遣する事に決したり右は日本人と布哇との關係を研究するに止めず一般布哇移民問題を調査せしめん爲にして適當なる歐洲移民を輸入せんとする耕主の希望に因ると

●**司法權の濫用**　布哇に於て罷工煽動の廉を以て拘引狀無くして捕縛投獄されたる日布時事記者相賀保太郎等三名の人身保護律請願事件は裁判所より棄却されたり法廷には數千の日本人押懸けたりと

❷**大統領と借款**　米國大統領タフト氏は清國に向つて米國の資本の投ぜらるゝは將來禍根の種士保全、門戸開放等の問題に就き議論起れる場合、米國の之に對する容喙權の基礎を强ひるものなりとして目下進行中の借款加入問題に對しても深く利害あるを感じ細心なる成否を注視しつゝありと

❸**觀光團の出發**　露國東洋學院生徒及觀光客三十二人十三日午後二時出發せる由

雜報

●**親書の要旨**　李侍從院副卿が勅使として渡日し親書を伊藤公に贈呈する親書の要旨は伊藤公が統監の職を辭するとも太子大師の職に留任され韓太子を補導されたき旨及今後も間接に韓國の爲に盡瘁されん事を望むと云にありと

●**道書記官會議**　十六日午前十時より内部に於て再び道書記官會議を開き地方費賦課金の種類、賦課の限度及課率等に就き協議する處ありたるが其課目は國稅たる戶稅、地稅の附加稅を地方費に編入すること及屠獸稅、魚當舖稅、市場稅、酒幕稅の外地方の狀況に照らし渡津稅閣主稅及京城、平壤の妓生花稅を附することの等にして課率は最高限度を習一定し其範圍内に於て地方の狀況を參酌し甲乙關する意見を徵したる由にて頗る有望なりと云ふ

●**日韓兩海岸の漁利**　韓國中央銀行は單に韓人を以て組織すべきか或は日本人のみを以てすべきか將た日韓人共同で爲すべきか會社創設の初に於て明に決定を要する疑問なり

韓本位論者の理想は單純なる韓國組織を是とするにあるべきも韓人今日の智力と財力にては到底一國金融の中樞機關を設立し經營し得べくもあらず而らば單に日本人のみを以て組織するとせんか事務の整理業務の發展に就ては大に効果あるべしと雖も己に韓國の中央銀行たる以上は全く韓人出資を除外して之に加入を許されば形式に於て經營を缺くの嫌あり此に於て余輩は**日韓人共同**の株式組織により韓國中央銀行を創設するが最も穩實の措置なると信ず。

日韓人共同の株式組織とせば之を支配すべき法律は孰れの國法を以てすべきか之れ本項に於て解決すべき疑問なり蓋に東洋拓殖株式會社創設の時には日韓共同組織の理由により日韓兩國各自に法律を制定して之を支配し**一箇の國籍**を有する**異例の法人**を作れり此の如きは監督上統一を缺き繁雜の弊に陷り會社の活動を妨ぐること少なからざるが故に寧ろ日韓熟れか一方の國法を以て支配するの勝れるに若かず殊に今日の韓國は我帝國保護の下にあり一切の政務は統監之を監督指導するに依り必ずしも我國法を以て二重に支配監督する必要を見ざるなり左れば韓國中央銀行は單に韓國法律によりて組織せしめ又た單に韓國**監督**に屬せしめて可なりと思ふ之理論に於ても實際に於ても策の得たるものならん。

次に研究を要するは役員の撰任なり東洋拓殖株式會社は役員の選任に至るまで日韓共同の主義を適用し副總裁理事及監事の一部を韓人に分配したるも余輩の所見によれば之れ實に兒戲の仕業たるを免れず**法人事業務の整理**と**發展**とは一に**事者**の手腕に因る法は如何に完備するも畢竟死物のみ之を活用するは人にあり無智無經驗の韓人に重要の椅子を與へて何の益かあり否却て大害あるのみ内に對しては役員の威信を失ひ外に對しては會社の信用を傷くること大なればなり各種の事業中銀行業は**役員の撰任**に最も愼重の注意を要するものなるが故に余輩は韓國中央銀行の役員を選任するに當り**東拓の覆轍**を蹈まず專ら日本人を以てすることの緊要なることを警告せざるを得ず。

●**舊白銅貨回收高**　光武九年より隆熙二年四月に至る舊白銅貨の回收額左の如し

年次	枚數	金額
光武九年	三〇五、五四七	四、九三一、一三五
同十年	六五、〇〇七	一、五二〇、四二〇
同一年	八六、九一一	二、一七三、一二二
同二年	一五、九七七	三九七、〇六四
同三年四月迄	一五、八五八	三九六、三四六
計	三五、二〇〇、九三三	九、一〇六、九一五

●**鑛業所の調査**　大臣更迭の後を附すること等各自意見を交換して種々討究疑議したりと

●**水揚器の試驗成績**　別項記載の如く和田維四郎氏は十七日平壤に到り鑛業所の擴張に關する調査を爲す由なるが運搬用機械の如きは中々の困難事業にして全然其計畫を變更するに至るやも計られず同行せる島田商會の技師等ら之れに當る筈にて其他挽質鑛査等にも着手すべし

●**米國前副大統領**　フェアバンクス氏は十九日入京二十一日工業傳習所を參觀すべしといふ

●**俵學部次官の歸任**　俵學部次官は新統監と同伴來る廿三日請任の筈なりと

●**會長技師の總裁訪問**　福井縣商業會議所長熊谷五郎右衛門氏並に同縣技師島田順太郎氏は十六日午前東拓總裁を訪問したり

●**排日紙の發賣禁止**　在浦鹽韓人の發行せる大東共報三十九號四十號は治安を妨害するものと認められ十六日其發賣頒布を禁止されたり

●**三相と學校卒業式**　鐵路青年會館内青年學校にては十五日卒業式を擧行したるが李擧相、林内相、趙農相等臨席の上學相より證書及賞品の授與を爲したりと云ふ

●**宮中の養蠶上簇**　昌德宮内秘園に於ける養蠶は兩三日前既に上簇したるが其成績頗る良好の由にて尙龍浦、其他の日本人會にも蔵を飛ばし來り相呼應して反對運動を試みんと交渉中の由

●**監督局の驛屯土引繼**　大師務監督局より東拓會社へ引繼ぐべき驛屯土は長第一回分は馬山より引繼ぎを開始し漸次固城、晉州、東萊に及ぶ筈なるが馬山の引繼は來る二十日頃完了すべしと

●**親書贈呈と勅使**　韓皇には伊藤公の功勞を謝する爲め十六日李侍從院副卿を東京に派し韓太子に親書を贈呈せしめて之れを伊藤公に傳致せしむる旨は昨紙所報の如くなるが十五日の官報號外を以て之れに關する詔勅を發せられたり

●**統監府と道書記官**　十五日午前十時より統監府に於て各道書記官會議を開き各書記官より地方行政一般に苦心する處ありたるが文辨の方法等に就き熱心なる希望を開陳し午後四時散會せり

●**農商工部の鑛區**　農商工部が鴨綠國保定府より購入したる水揚機は先日來水原擴鑛場にて試驗中なるが急回轉の場合は一時間百二十石を揚げ徐回轉の場合は六十七石二斗の成績を得たる由にて頗る有望なりと云ふ

●**日韓兩海岸の漁利**　農商工部最近の調査に依れば日本海の沿岸は延長約八千里にして一億圓の漁利あり之れを二百五十万の漁民一人平均とする時は一人一ヶ年二百五十圓なるが韓國の延岸線延長は六千海里にして僅かに六七百萬圓の漁利あるのみにて韓國漁民十萬人に平均すれば一人五十圓宛なりと

●**道書記官の出張**　各道書記官は十六日度支部所管の朱安天日種、人蔘建築所に於ける參考品、煉瓦及土管製造場を視察し滿路龍山なる八景園に於ける度支部の晩餐會に臨み十七日は度支部に於て會議を開き十八日は鎭島園蠶模範場を視察すべし

●**農相の東籍田視察**　趙農相は十五日午后一時東籍田に到り其近況を調査したる由なるが大麥は既に穗揃ひ期を經過して乳熟期に入り成熟は本月末なるべく晩春の播種としては比較的成育佳良に草の丈平均約二尺四寸なりと蓋し新稍の發育旺盛にして伸張二尺内外なり樹林は新稍の發育旺盛にして伸張二尺内外なり樹林は新稍の如き結實せるものありと云ふ

❶**地方と市場費稅**　各道に散在せる各市場に市場稅を課し之れを地方費に編入するに就ては大市場にして勢ひ解散するに至るものあるが韓國の現狀は定期市場を開くも一般購買者に於て觀ず市場に出掛けて必要品を購買する者漸次減少したるに依り開市するの必要なきに至りたる上に高額の稅金を徵收さるゝに至らば小市場は無論解散するに至るべし

●**農商工部の鑛區**　農商工部の手に於て就業中なる平安南道平壤郡及江東郡の石炭採掘區域は黃海道殷栗郡及載寧郡の鐵鑛採掘區域は爾後何人が此鑛區を出願するも許可せざる筈にて農商工部は即ち自己が所有の鑛區なるべし宜しくしたるものにて從來の三港郡は江東郡に長連郡は殷栗郡に編入せられたる結果茲に明示せざるものなりと尤も他の鑛物に對する出願に障碍を及ぼさゞる限り許可する方針なり

●**和田氏一行平壤行**　去る十五日入京せる和田維四郎氏は十七日平壤へ向け出發する由なるが十六日歸任の筈なる吉川技師及び高田商會の技師も同行

●**舊白銅貨回收高**　光武九年より隆熙二年四月に至る舊白銅貨の回收額左の如し

年次	枚數	金額
光武九年	三〇五、五四七	四、九三一、一三五
同十年	六五、〇〇七	一、五二〇、四二〇
同一年	八六、九一一	二、一七三、一二二
同二年	一五、九七七	三九七、〇六四
同三年四月迄	一五、八五八	三九六、三四六
計	三五、二〇〇、九三三	九、一〇六、九一五

●**東拓總會無効宣言請求訴訟**　東洋拓殖株式會社前株主峯岸繁太郎は同會社代表者總裁宇佐川一正氏を相手取り同會社第一回株主定時總會決議無効宣言請求の訴訟を呼十六日京城理事廳へ提起したり而して其理由は總會招集の通知書が單に決議事項の件名のみを記載したるは違法にして該總會決議は商法百五十六條に違反せるものなりと云ふにあり左は第一回株主定時總會招集通知書の寫なり

第一回株主定時總會決議事項

第一、事業報告承認の件
第二、財產目錄承認の件
第三、貸借對照表承認の件
第四、損益計算書承認の件
第五、利益金分配案承認の件
以上

本訴訟が如何に決定すべきやは素より不明なりと雖我大審院が明治三十五年（第百五十四號）下したる判決例は本訴に關し參考となるべきものなり

大審院判決例

◎商法及日本勸業銀行法違法事件の決定に對する抗告事件（明治三十五年同第百五十四號明治三十五年七月八日判決「東朝」）

決要旨

株式會社の總會を招集するに當り各株主に對して發する通知書には其議事日程たるべき事項の如何を了解するに足るべく記載すること要す

之れ蓋し商法第百五十六條第二項は其議定すべき事項に對し評決權を行ふに十分なる準備を爲さしめんとの趣旨に出る故に若し其通知の記載事項に於て要領を得ざられんか到底本條の目的を達することの能はざるに至ればなり

（參照）

總會を招集するには會日より二週間前に各株主に對し其通知を發することを要す前項の通知には總會の目的及總會に於て決議すべき事項を記載することを要す（商法第百五十六條、第二一二項）

（原審　東京控訴院）

商法第百五十六條第二項は株主をして總會の目的及其總會に於て評決せらるべき事項如何を豫知することを得せしめ其決議權を行ふに付十分の準備を爲さしむる規定なるを以て會社が株主に爲すべき通知には其議事日程たるべき事項如何を了解するに足る記載あることを要すや抗告人の發したるものなりと云ふ通常總會に關する通知には「第七期諸計算書並に利益金配當に關する件」とありて第七期計算及利益配當に關する件が議事となるべきことを推知せしむることを得べしと雖如何なる計算に因りて如何なる割合の利益配當となるべきや其計算に基して相當なるや否等總會決議に付すべき事項に至りては之を知ること能はざるものなるを以て右商法の規定に違背することの明瞭なる如何なる通知に依るも株主は決議を何となれば斯る通知に依るも株主は決議を何となすべからざる事館に投宿せり

●**天氣豫報**（自十六日午後六時至十七日午後六時）

南西の風晴

（幕氏）　八一、〇
十五日　最高溫度　五五、六
最低溫度

●**林東拓理事の病氣**　東拓理事菜部長林種郎は過日來病氣の爲め引籠中なりと

●**米國宣教師の入京**　十四日午後十時二十分西大門着列車にて米國宣教師八名入京アストルハウスに投宿せり

●**故ベッセル遺子歸國**　故ベッセル氏の長男キーミ氏は近日歸國すべしと

公人私人

▲**兩角獄**（京城地方裁判所檢事）佐藤同書記官　▲**牧田博吉**（水原金融組合理事）十五日入京九州へ　▲**島田順太郎**（羅井縣技師）同日入京浦尾　▲**林文太郎**（平壤興業所長）同日入京天真樓　▲**守田六男**（大邱林業事務所長）入京中十五日歸任　▲**米山喜藏太**（情律稅關事務官）同上　▲**手嶋**（元山稅關長）同上

近事片々

▲**統監**　更迭に對する列國の輿論は順調也と左もあらむ列國既に帝國の保護權を認ひ之れ列國の意嚮を見や角氣遣ふのが抑も國際上の慣例なり

▲**新統監**　十八日帝都出發伊公は廿三日出發先づ當分は留別園遊會の交驩にて日を送ひ伊公の告別園遊會は順る規模大也と是れ公が四年間勤きたる尻結び花々しく遂れ

▲**韓皇**　亦伊公の爲に盛大なる園遊會を催すべしと聞く遺憾是亦公の掉尾を飾ひ

▲**四年間事蹟の有無**　は別として公は爲に角幸運の人且つ出所進退に巧也甚だ愛服

▲**第一銀行紙幣發行權**　は將に確定されたりとの事

▲**此議**　判に於て可成報償金を少額にする手段の如く心得て努ひとは彼遠俗庇根性

▲**李瓜**　來の校長たる清明學校生徒は日本人觀光團出迎に反對して同盟休校は怪事也

▲**斯る**　排日思想は普に清明學校生徒耳ならず偶々斯校に依て現はれたる也學政當局如何を喫なすと若多しと聞く學政當局注意せよ

▲**第一**　の國民たる青年學生に斯る思想を敎へ煽る者は誰ぞ是れ夕平和の攪亂者也

▲**報知**　新聞の大人會禮荒助は一寸面白し大人の面目躍如たり讃嘆共に公平を持す

▲**井上**　侯の「曾禰の樣な馬鹿もの」との評言は味ふ可し茲が抑も大人荒助の本領或んは人間にも一の長所あり要領を得ざる中に時々發勇を揮ふ是曾禰子の長所也

▲**新統監**　曾會禰子來任するを當分現狀の儘に不得要領に推移せんとは畢竟らし困た者

▲**桂首**　相此際統監政治に變動を起す事を非常に懼ると是列國の評判を氣にする爲か

▲**タイムス記者**　チロル氏の打電にて英國の對日思想頓に好潮に向ふと筆の力も偉也

▲**南國**　大使の活動も一チロル氏の筆に及ばず愈愈タイムスの世界に勢力ある亦故有

▲**田中**　光顯老倉々辭任し岩倉公其任を襲ふ伊藤博邦侍從職幹事となり一段落を告ぐ

▲**段落**　付きて光顯老も嘗れて小林寿子と華場の奥を暴げ當月旅行に出掛けるや否や

朝鮮紳士錄

豫約延期と申込者

朝鮮紳士錄の豫約申込は六月十五日にて締切の豫定に有之候處遠隔の地方に在りて空敷申込の機會を逸せんこせらるゝ諸君より陸續として延期を要望せらるゝ次第も有之候に付本日より第七回の豫約申込を六月十五日に延期せらるゝ旨京城理事廳の認可を經て今回更に左記之通り期日を相延ばし申候

豫約申込締切期日 八月十五日
送本期日 九月十五日

京城理事廳認可

朝鮮紳士錄の發刊を賛し豫約を申込まれたる芳名の梗概を示せは統監府、軍司令部、各理事廳、各民團役所、各商業會議所、各國諸官廳、市原博士、熊谷民長、明石少將、鶴田熊吉、日韓殖産會社、大島專藏、內田通運會社、京城支店長、渡邊悅之輔、和田熊吉、日韓輸郵長、池田ドクトル、林田龜雄、韓國實業會社、鈴木順見、大久保辯護士、山村民長、馬場、牧野豊田、佐藤義和、宮順問、鐵道管理局、內閣書記官、井上宮內府書記官、森井三郎、安藤八、藤井三郎太、小松謙八、巽堂、佐藤民長、酒井三郎、安東病院、若林黑太郎、岩井警視、淺見評定官、鹿取虎次郎、宮倉庫會社、高里、津輕宮內書記官、國枝技師、黑田警視總監、姜總監、倭學部次官、佐々木賢學士、古城管堂、村田業一郎、岩鍋務局長、遠山天一銀行支配人、大倉善隣商學校、中島司馬、佐治藤書記官、遠山本朝日通信員、榕崎毎日通信員、東洋拓殖會社、助田萩田書記官、東洋生命保險會社、進長馬、大塚次郎、十八銀行、百三郎、韓瓦勢銀行、渡邊中齋、東京博文館、三越呉服店、忠淵北道警察部、本願寺、久保書記官、仁川木村合資會社、セクルプ、ヒ、ス、社、木內內大官、本願寺、藤原書記官、松原榮、岡崎日韓瓦斯專務、取締役、鈴木坂鐵、興國寺、藤井記官、權藤經理課長、蓬元康丸、人見次郎、梁山直彦、横田判事、高橋興銀支店長、度支部文書課、山形申佐、高木事務官、信夫仁川理事官、辯護士、天神林大尉、德久、森勇三郎、矢野義二郎、鈴木警視、藤井石井周平、大塚書記官、鶴山印刷局、岡次官、飯泉幹太、生田書記官、藤田軍醫部長、加來太郎、今秘書官、仁川水產組合、東京丸善會社、趙農相、日本郵船會社、宅合名會社、水原勸業模範場、京畿道觀竹田津三郎、ジエーエス、ミツチエル、奥田貞次郎、森野良太郎、秋田穀、京畿道、本田農學博士、工業傳習所、奥田貞次郎、大韓勸農株式會社、松浦源治、ホームス英領事、セールフレザー、株式會社、以上は誠に九牛の一毛にして唯金鶚の一班に示したるに過ぎず候

●豫約延期と申込者

天氣豫報

自十六日午後六時 至十七日午後六時

最高溫度 八一、〇
最低溫度 五五、六

十五日 (華氏)

南西の風晴

●惡漢 蝮の鳥田(下)

▲奸才邪智の權化
▲不義不德の結晶

彼れ蝮の鳥田に嚙み付かれたる被害者頗々たる中にも前記の○○銀行の被害は其の癒癒敢て深しといふには非ざれど頗る質惡く二年後の今日迄も經過面白からざる由なるが之といふも暴覺するに彼れが最初より斯く見込んで毒牙を逞うせし結果に外ならざるべし

されば如何にや彼れ蝮の鳥田は近頃に至り同銀行が理事廳に向つて一番抵當權の執行をなすべく競賣の申請を願ひ出でたるに對し有らうことか有るまいことかイヤサ圖々しき加減も愛迄行けば申し分なく彼れは平然として些しも動ずる色なく遺よ人毎に「自分は確かに○○銀行より四百圓の借金ありされど其の後百圓丈入金し后三百圓丈殘れるも其の際先きの抵當物件を撤回し更に證書を書き替へて無擔保にて借り入れたる譯なれば敢て法律上貸借の關係なし……」なぞ根つから無法の理屈を並べ居るより銀行にても呆れ果て昨今穏かに交渉中なりとか要するに他は言はず此の一事を以てするも如何に彼れ鳥田の心事が獰惡にして人を害し世を僞る大の人非人なるを知るに足るべし、而も彼れは斯かる不正を働きつゝある中にも幾多の詐欺を企て昨今は京畿道博川に於ける百町歩許りの荒蕪地を自分所有のものと稱し內地より代議士某外二名のものを呼び寄せ目下賣却せんとの相談中の由なるが何れは之を種に又々不正を働く心算なるべし斯く書き來つて此所に至るや或る人の注進に鳥田の手下木某なるものは先年當地に於てモグリ日人屋を營み內地より年頃の娘を誘拐して當地に連れ來り諸所の小料理屋に賣り飛ばして惡錢を貪りたる行爲の屢々なること今一ツは親分の鳥田よりも惡計に長けソレに三百的の談判には持つて來いといふ辨舌を有し見るからに小氣味惡き狡奴なるが鳥田の惡計は常に此の狡奴の劃策に係はるなりとの事なれど何れにしても之等の惡漢は一日も早く社會の外に驅逐し其の害毒を防ぐことに努めざるべからざるも記者は唯

●輕鐵●豫備客車 東萊、釜山鎭間の輕便鐵道會社成立し愈々客車を設置するとき聞く二十八、乘の倉牧オット、ライメル氏の一方なりと云ふ

●懷疑の在監囚徒數 平壤監獄五月末の在監囚徒數を聞くに未決六十五人、既決二百七十八人、合計三百四十三名にして之れは一箇月前に比すれば十五名を增加し依然增加の一方なりと云ふ

●君榮拍子の歷業 新町清月樓の君榮拍子は病氣の爲め前借金百二十圓を支拂ひて鄕里宮城縣へ歸りたりと

演藝界

▲歌舞伎座 の市當一座の寫劇は頗る好人氣なるが本日の替りは「春夜草自雷也物語」

▲京城座 相變らず好人氣なるが今明日の替りは「一人命婦」金線を演ずると云へり

廣告

支店開設披露

今回左の處へ支店開設致候に付開業披露として左の如く割引販賣致候條御愛顧願上候

自本月十五日 至八月十四日 六十日間

掛時計一切 正價より一割五分引
懷中時計一切 正價より五分引
外に貴金屬附屬品に限り

京城本町二丁目
時計商 喜多金光堂
本店 仁川 喜多金光堂

夏物大賣出し

來る本月十六日より 正札より五歩引
同 二十五日まで
大見切太物つりきれ山の如し
特に友仙モスリンは一尺付廿錢

京城本町三丁目
圓城吳服店
電話一五七番

慈善演藝會趣旨書

抑も韓國京城孤兒院たる慈善家に已に五星霜の歷史を繰り返せし其の前秘書孫李芯和氏の如き爾來月に日にんと外慈善家に呉訴して真求しまして聊か韓國內維持育に於ける定期收入を得て時議內閣陛下より金百五圓賜はり更に其の支給を賜はり韓國皇帝陛下より金二百五十圓の不足額を恩賜し至つて御同情の御下賜金を投じ家の大方慈善情に方り長く我々大帝國皇太子殿下御渡韓に方り長く我々濕潤たる血涙至つて かも此に至つて 所以なかり 慶情に累 遭遇せ 悲境場 なる 母呼 なる 孤客 なる 父 なる 兄 なる 妹 なる 母 なる 子 なる 七十 なる 有 なる 死 なる 地 なる 孤 なる 狀 なる 況 なる 累 なる 情 なる 慶 なる 情 なる 慶 なる 情 なる 慶

朝日石鹸製造所

各種洗濯石鹸 専門製造販賣 用途 陸軍、鐵道、船舶、鐵工、鑛山、水道、諸工業用

京城旭町二丁目 (電話九七三番)

▲無料紹介欄▼

人事部

●開校 私立義錦徒弟學校開始す希望者は至急申込あれ郵券二錢送付す 龍山本町三の六六 吉村又平治

●賣子募集 廿歳以上の男子六名入用 旭町一の六〇 旭町試賣所(二八〇)

被雇度 年廿五永年大坂にて商業に從事す 廿歳以上の男子六名入用 氏名在社(二八五)

店飾りの心得あり給料不望確實保證人あり 氏名在社(二八三)

知人年廿六多年會社に從事せり中等教育あり且カード式簿記學卒業 京龍間の會社又は商店に雇はれたし 廿歳以上の男子六名入用 氏名在社(二八六)

小僧入用 十五六歳にて身体强健なる者至急入用 京城三角町三 山内(二八二)

物件部

●電話譲受たし 本町民團役所前 佐々木

●砂金鑛譲物あり本町民團役所前 佐々木

●賣家 京畿鑛利川郡利川に諸鑛業に適當の家屋あり地所共に金二百圓にて賣却す 京城三角町三 山内(二八二)

コースター付上等自轉車中古格安に賣却し たし 氏名在社(二八六)

廣告

腦病全治新藥

健腦丸

徳ふ勿れ 病神往病者よ

赫々たる世の信認と醫學博士品村先生の有効證明を得たる理想的腦、神經藥は御腦丸を健腦丸のみである。

腦病 平常逆上し通じ悪く精神鬱ぎ目かすみ耳鳴り不眠等の病症

神經 僅かな事を案じ過ぎ夫が爲しんけい 腦を痛め指頭等を起す病症

頭痛 ひ、の、腦充血、腦膜炎、又婦人血の道にて逆上する病症

醫學博士品村俊先生 有効証明

丹平商會 本舗 東京市麻布區霞町六番地 支店 東京市麻布區霞町六番地 丹平商會

●毎日午後 開會諸君 子陸續寵臨を賜へ 京城明治町一丁目 京城碁會 (大和湯前○万隣)

●毎日午後 開會諸君 市中之仙境 京城閑之清遊

營林廠製材

各種板類一切及小割類種々

右今回弊店に於て販賣開始仕候間續々御用命被仰付度充分大勉强御高需に應可申候

京城本町四丁目 煙上支店 山本村太部

原金旅館

時節柄敷物及夜具等新調仕り客室内の設備も相整申候御客樣に對しては叮寧親切を旨とし調理の義は從來よりも一層勉强可仕候間舊倍の御引立奉願候

京城南山町四丁目 (電話長一七〇番)

流行の變形靴 甲革材料は柔軟にして丈夫なる クローム製Aボックスカーフ

金四円八十錢 ●代金引換小包に應

御注文の節は足の上踏其の周圍を鉛筆にて眞直に筋を引き御送の事、又は御常用の日本足袋文數御通知の事

電話新橋三四三番 東京市芝区長官下町 第一御殿 亀田靴商店

詳細なる營業品及目錄紙御入用 第一御殿 亀田靴商店

牛馬犬豚治療所 (入院隨意) 京城明治町三丁目(電話四二七番) 小川家畜病院 獸醫 小川龜太郎

寫眞養成所新設 志望者ハ六月三十日迄に申込アレ 郵券封入アレバ規則書進呈ス 龍山元町三丁目(電話叁貳番) 芦谷審美館

內外科、眼科、花柳病科 (入院隨意) 本町六丁目五十番戸 瀧澤醫院 (電話七二一番)

訂正增補 第六版特價即賣廣告

大本全一冊 (紙數二千七百五十頁) 定價金拾五圓

六月三十日限り ◉特別割引金九圓

本版は人員に於て四千三百餘名を增補し附すに諸系譜並に和漢洋年表を以てしたれば前版に比し一層本書の面目を新にせり、乞よ此好機を逸せず速に御注文あらんこと

但東京市外は小包郵便料四十八錢 臺灣、清、韓、樺太七十錢を要す

明治四十二年六月 東京榊原左衛門町七番地 (振替東京二二一九番) (電話新橋八十七番) 合名會社 經濟雜誌社

東京海上運送保險株式會社

明治廿年七月創立 資本金一千萬圓 事務所 京城本町二の三電話一〇六〇番

●京城代辨店 本町四 山口吳服店 電話九

東洋總代理店 寶用石鹸 アイボリー 藤原京城支店 電話 京城 八壹 九四〇番

移轉廣告

今般業務擴張の爲め左記の處へ移轉す

南大門外御成町紅葉館跡 (茂呂運送店前)

開通 戸田病院 電話九三八番

祝開業一週年

支店開業御披露として六月六日より七日迄席料半額其他一切破格の勉强れ候

易斷觀相敎授 三一館 京城本町五丁目 通信判斷一件 四特別二四

焦心單志多年爲斯道繼於微義奥旨恍似有得者正鑒推慰斷 陽陽汪洋辭愈酒腸素面輕蓋也

待春

本店電話九七番

第一流の美味 婦人客 ご利用 ご名室毎に 丁寧勉强す 旨よく

大改良 御一人前 金五十錢 御酒肴 西小門通 東京樓

大勉强 料理 前 一均 錢 二三 品 通り

馬車配達

滋養と牛乳 純良 牛乳 京城東四軒町 岡野牧場 電話壹〇六九番

衛生と消毒

●●開業御披露●●

會席御料理並仕出し 會席御一人前金五十錢

(但御酒一一本附)

其他御客樣の御好に應じ調品仕候

尙來る十五日より開店御披露として向三日間福引券を呈す

北米倉町(富田質店隣) 岡乃家 (電話架設中)

六月

營業科目

和洋紙類 印刷附屬品 印刷インキ 和洋書籍 防腐デシン 穀物食鹽 諸染料類

請官衙御用品調達 各學校御用品調達

委託販賣

京城ランバーグ商會代理店 京城中外アスファルト株式會社代理店 京城千代田生命保險相互會社代理店 藤田合名會社

京城博文館發行書籍特約店 京城金港堂發行書籍特約店 釜山鹽合資會社食鹽特約店

本社 京城南治町二丁目 電話二三〇番

出張所 東京京橋區南鍋町一丁目十番地 電話新橋三九六二

御披露

御料理仕出し

本町七丁目京城座前 日柄喜

座敷が綺麗で料理が佳うて前にや南山、後にや北岳、どちら向いても一目に見へる京城一の眺望が何よりと引も切らず御びいき願ひます

特約販賣自製

漬物 味噌 醬油 製造元

大上商店

京城本町五丁目 (電話一一五一番)

和洋酒、◎精酒、穀物麵類銘茶、鑵詰、乾物荒物食料雜貨、ビール、米糧、塩辛各種特約販賣

尙御望に依り商品切手調進仕候

會席御料理並仕出し 開業御披露

今般左記の所に於て料理店開業致し候に付大々的勉强仕り候間何卒御贔負の程偏に奉希上候

六月 旭町一丁目(小森材木店前) 大福樓

▲清潔の下宿▼

客室の清潔と調理の美味と御扱の懇切とを特色として下宿營業仕候間賑々敷御投宿の程御願申上候

壽町二丁目十番戸横小路(元花屋跡) かめ屋

▲懇切の下宿▼

九州セメント上等生石灰販賣

京城南山町一丁目電話三四四番 山村商店

龍山元町一丁目 電話三四八番 中村運送店

牛乳 京城南大門外 花井牧場 電話一〇五六番

銀行一般業務精々御便利に取扱可申候

資本金參百萬圓 積立及繰越金八拾萬圓

京城南大門通 株式會社十八銀行 (電話四二〇) 京城支店

本店 長崎市築町 支店 京城、龍山 仁川、木浦 釜山、元山 太阪、熊本 佐世保、鎮南浦 羅州、群山 五島、壹岐 其他日本、韓國樞要地、及露領浦鹽に爲替取引先あり

韓國日本

貯蓄預金 一口壹錢以上何程にても御預り申候 (利息日歩壹錢四厘)

長崎貯蓄銀行代理店 (十八銀行京城支店)

日本郵船株式會社 電話十番

滊船仁川出帆廣告

貨物及船客取扱店 仁川海岸通 郡回漕店 電話三九番

釜山長崎門司神戸行 山東丸 七月 四日午後三時出

●大連、太沽、牛莊行 高砂丸 七月 一日正午頃出

●大連、大沽、牛莊行 山東丸 六月二十二日前五時頃

●大連、大沽、牛莊行 酒田丸 六月 十七日正午出

●釜山出帆、元山、清津、浦鹽行 立神丸 月 日午後

御乘船ノ際ハ稅關波止場ヨリ本船迄送迎船ニテ御送リ可申候 注意 船出帆ノ約五十分前ニ解纜ノ事

●新聞料 ●廣告料